

福祉資金 福祉費⑧ 災害臨時費

〈災害を受けたことにより臨時に必要な経費〉

1. 貸付条件

貸付限度額	償還期間	据置期間	連帯保証人	貸付利子
1,500,000 円	7 年以内	原則 2 ヶ月以内 (状況に応じて 6 か月以内 送金月の翌月から起算)	原則 1 名	無利子 (連帯保証人がいない場合は年 1.5%)

2. 申込みに必要な書類

☑	書類	備考
	生活福祉資金借入申込書	(所定の様式)
	世帯全員の本籍を記載した住民票	3 ヶ月以内に発行されたもの(※1)
	世帯で収入のある者全員の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	パートやアルバイトなど非課税所得がある場合、月の所得がわかるもの	直近 3 カ月の給料明細等の写しや通帳の写し(※2)
	手当や年金の金額がわかるもの	各種通知書の写しや通帳の写し
	連帯保証人の所得課税証明書	収入・所得及び住民税の課税状況がわかるもの 3 ヶ月以内に発行されたもの(※2)
	障害者手帳の写し 及び 障害年金額の分かるもの	障害者世帯の場合のみ ※障害者手帳がない場合は、障害福祉サービスの利用状況等の分かるもの
	介護保険証の写し	高齢者世帯の場合のみ
	市町村が発行する罹災証明書	
	必要な経費のわかる見積書等	工事、器具、設備品に関する見積書等 【建物等の修繕等にかかる経費の場合】 ・建物改修（増築・改築・改造）等計画及び経費見積書（所定の様式） ・計画図面（所定の様式） ・工事対象個所の写真

※貸付審査に際し、必要に応じて上記以外にも追加書類の提出を求めています。

※1 外国人の方は、「在留資格」、「在留期間」、「在留期間満了の日」が確認できるもの。

※2 自営業の場合、確定申告書の写しも添付。また勤続年数が短い等の場合、直近 3 ヶ月の給与明細等の写しも添付。